

東神戸軟式少年野球連盟大会規定内規

(競技者必携より)

【変化球】

投手は変化球を投げることを禁止する。

これは学童の関節障害防止のための規定であり、変化球を投げた場合は次のペナルティーを課すこととする。

ただし、投球が自然に変化した場合を除く。ひじや手首をひねる、握りを変えるなど意識して投げた変化球か、投球が自然に変化したかは、いつに審判員の判断による。

なお、ペナルティーは学童の健康管理が目的で、骨の未熟な投手が、ひじや手首などをひねって投げるような投球方法を禁じているのであるから、指導者は、この点に十分留意して指導しなければならない。

ペナルティー

① 変化球に対して ボール を宣告する。

② 投手が変化球を投げた場合は、投げないように注意する。注意したにもかかわらず、同一投手が同一試合で再び変化球を投げたときは、その投手を交代させる。

③ 変化球が投げられたときにプレーが続けられた場合は、打者が一塁でアウトになるか、走者が次塁に達するまでにアウトになった場合は、そのプレーを無効とし、ノーカウントで打ち直しとする。また、ファールボールの時はカウントボールとする。

ただし、攻撃側の監督の申し出があれば、プレーはそのまま有効とする。なお、打者が安打、失策、四死球、その他で一塁に生き、走者が進塁するか、占有塁にとどまっている場合は、変化球とは関係なくプレーはそのままつづけられる。